

# 資料編

## (案)

消費生活に係る世論調査結果

消費生活センターについて

適格消費者団体と団体訴訟制度

消費生活センターと SDGs（木更津市の取組）

関係法令

千葉県消費者行政推進本部（略）

千葉県消費生活ネットワーク会議（略）

千葉県消費者行政審議会委員名簿

基本計画策定スケジュール

## 消費生活に係る世論調査結果(抜粋)

### 第55回県政に関する世論調査(平成29年度)抜粋

- ・消費者トラブルにあった際の「安心して相談できるところ」の有無
- ・消費者トラブルにあった際の「いつでも相談できる人」の有無
- ・「悪質商法」に対する考え方
- ・消費者教育の機会に対する考え方
- ・消費者トラブルなどにあわないために県や市町村へ求めること

### 第56回県政に関する世論調査(平成30年度)抜粋

- ・生活必需品への不安
- ・消費生活全般の満足度

## 第 55 回県政に関する世論調査（平成 29 年度）

### 「消費生活について」

#### ○消費者トラブルにあった際の「安心して相談できるところ」の有無

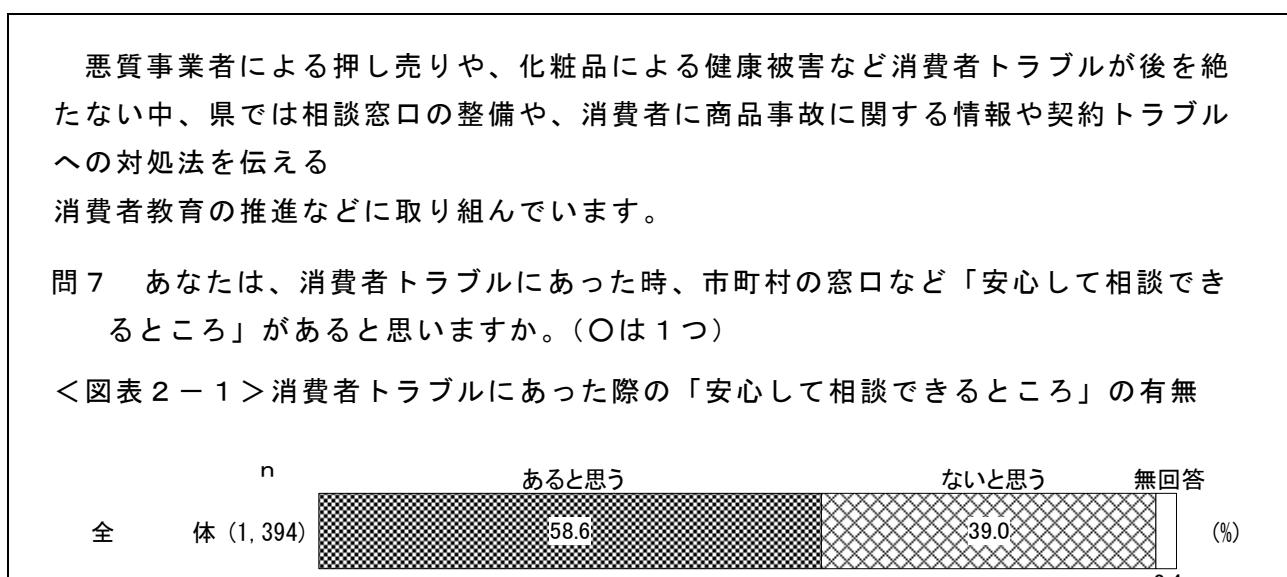
◇「あると思う」が約 6 割

悪質事業者による押し売りや、化粧品による健康被害など消費者トラブルが後を絶たない中、県では相談窓口の整備や、消費者に商品事故に関する情報や契約トラブルへの対処法を伝える

消費者教育の推進などに取り組んでいます。

問 7 あなたは、消費者トラブルにあった時、市町村の窓口など「安心して相談できるところ」があると思いますか。（○は 1 つ）

<図表 2-1> 消費者トラブルにあった際の「安心して相談できるところ」の有無



消費者トラブルにあった時、市町村の窓口など「安心して相談できるところ」があると思うか 聞いたところ、「あると思う」(58.6%) が約 6 割で高くなっている。

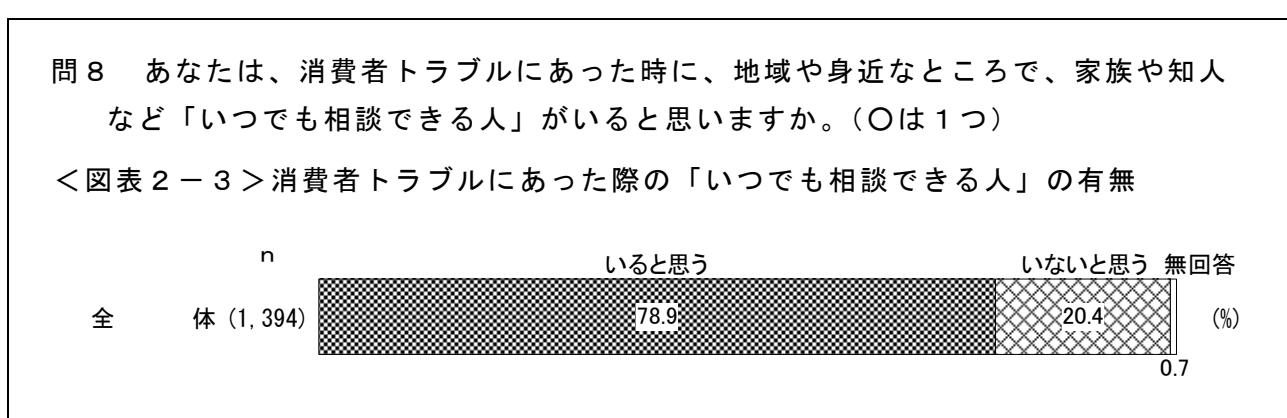
一方、「ないと思う」(39.0%) は約 4 割となっている。

#### ○消費者トラブルにあった際の「いつでも相談できる人」の有無

◇「いると思う」が約 8 割

問 8 あなたは、消費者トラブルにあった時に、地域や身近なところで、家族や知人など「いつでも相談できる人」がいると思いますか。（○は 1 つ）

<図表 2-3> 消費者トラブルにあった際の「いつでも相談できる人」の有無



消費者トラブルにあった時に、地域や身近なところで、家族や知人など「いつでも相談できる人」がいると思うか聞いたところ、「いると思う」(78.9%) が約 8 割で高くなっている。

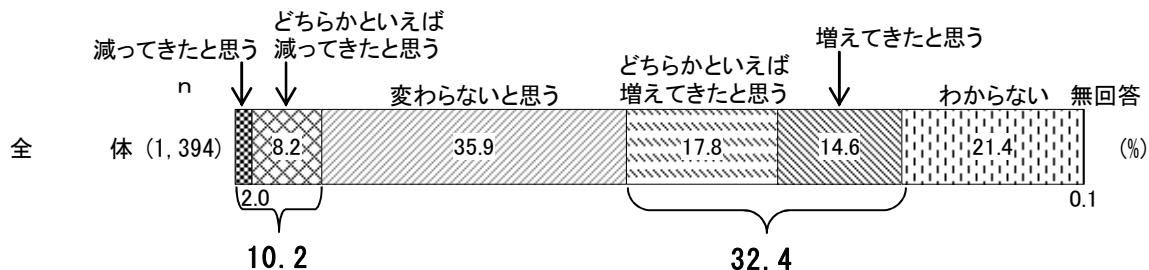
一方、「いないと思う」(20.4%) は 2 割となっている。

## ○「悪質商法」に対する考え方

◇『減ってきた（計）』が1割、『増えてきた（計）』が3割を超える

問9 あなたは、点検商法や架空請求などの悪質商法が減ってきたと思いますか。（○は1つ）

<図表2-5>「悪質商法」に対する考え方



点検商法や架空請求などの悪質商法が減ってきたと思うか聞いたところ、「減ってきたと思う」(2.0%)と「どちらかといえば減ってきたと思う」(8.2%)を合わせた『減ってきた（計）』(10.2%)が1割となっている。

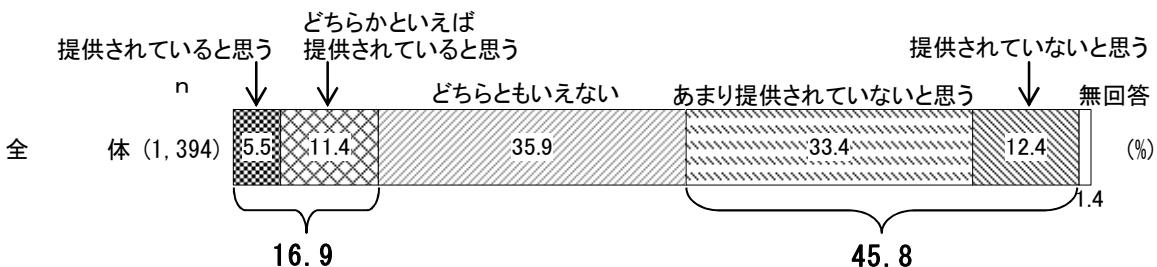
一方、「どちらかといえば増えてきたと思う」(17.8%)と「増えてきたと思う」(14.6%)を合わせた『増えてきた（計）』(32.4%)は3割を超える。

## ○消費者教育の機会に対する考え方

◇『提供されていない（計）』が4割台半ば

問10 あなたは、講演会やセミナーなど、契約トラブルを未然に回避したり、トラブル発生時に自ら適切な判断や行動ができる能力を育む教育（消費者教育）の機会が提供されていると思うか。〔○は1つ〕

<図表2-7>消費者教育の機会に対する考え方



消費者教育の機会が提供されていると思うか聞いたところ、「提供されていると思う」(5.5%)と「どちらかといえば提供されていると思う」(11.4%)を合わせた『提供されている（計）』(16.9%)が1割台半ばとなっている。

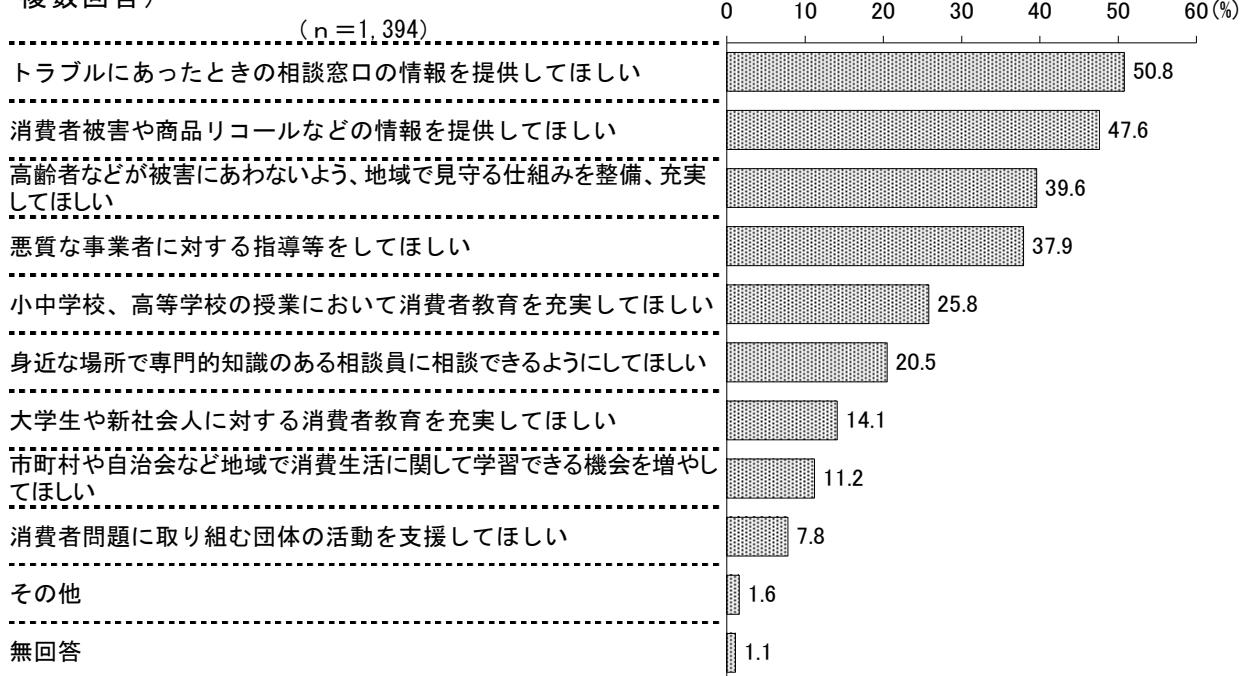
一方、「あまり提供されていないと思う」(33.4%)と「提供されていないと思う」(12.4%)を合わせた『提供されていない（計）』(45.8%)は4割台半ばとなっている。

○消費者トラブルなどにあわないために県や市町村へ求めるこ

◇「トラブルにあったときの相談窓口の情報を提供してほしい」が5割

問12 商品を購入したりサービスを利用する上で、あなたが適切な判断をし、トラブルや被害にあわないようにするために、県や市町村に望むことは何ですか。(○は3つまで)

<図表2-11>消費者トラブルなどにあわないために県や市町村へ求めるこ(3つまでの複数回答)



消費者トラブルや被害にあわないようにするために、県や市町村に望むことを3つまで選んで もらったところ、「トラブルにあったときの相談窓口の情報を提供してほしい」(50.8%)が5割で最も高く、以下、「消費者被害や商品リコールなどの情報を提供してほしい」(47.6%)、「高齢者などが被害にあわないよう、地域で見守る仕組みを整備、充実してほしい」(39.6%)、「悪質な事業者に対する指導等をしてほしい」(37.9%)が続く。(図表2-11)

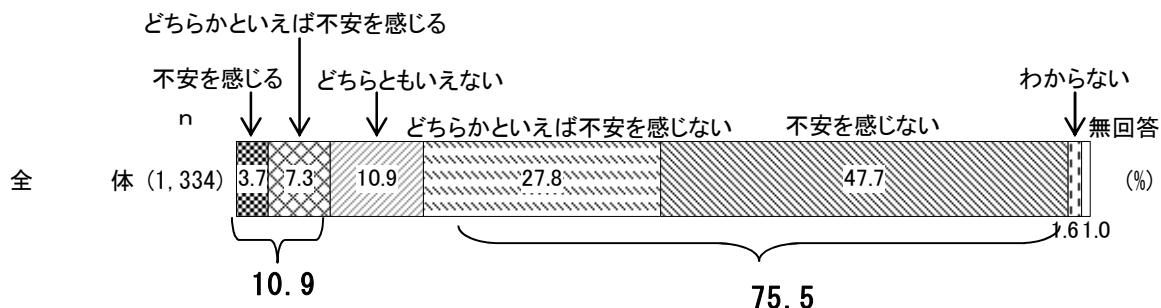
## 第 56 回県政に関する世論調査（平成 30 年度）

### ○生活必需品への不安

◇『不安を感じない（計）』が 7 割台半ば

問 3 あなたは、普段の生活の中で、生活必需品（食品、トイレットペーパーなど生活雑貨、衣料品など）の安定的な供給体制（消費者がいつでも購入できること）や安全性に不安を感じことがありますか。（○は 1 つ）

<図表 1-10> 生活必需品への不安



普段の生活の中で、生活必需品（食品、トイレットペーパーなど生活雑貨、衣料品など）の安定的な供給体制（消費者がいつでも購入できること）や安全性への不安を聞いたところ、「不安を感じる」(3.7%) と「どちらかといえば不安を感じる」(7.3%) を合わせた『不安を感じる（計）』(10.9%) が 1 割となっている。

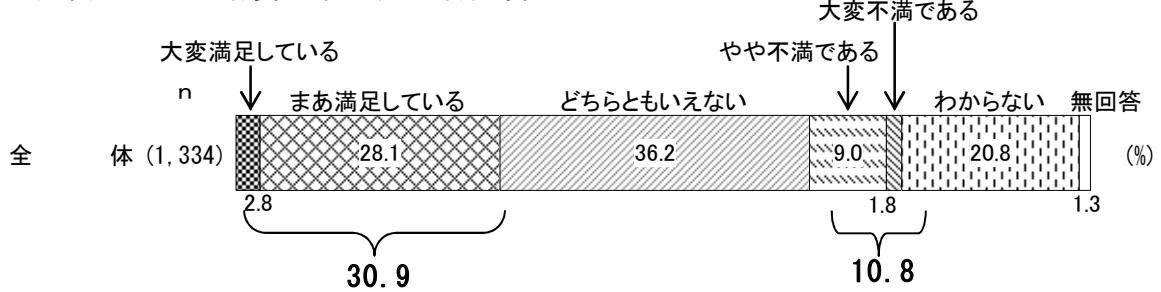
一方、「どちらかといえば不安を感じない」(27.8%) と「不安を感じない」(47.7%) を合わせた『不安を感じない（計）』(75.5%) は 7 割台半ばで高くなっている。

### ○消費生活全般の満足度

◇『満足している（計）』が 3 割

問 4 あなたは、消費生活全般（消費者トラブルの相談体制、消費者教育の機会、悪質商法への対策、生活必需品の安定供給など）について、どうお感じですか。（○は 1 つ）

<図表 1-12> 消費生活全般の満足度



消費生活全般（消費者トラブルの相談体制、消費者教育の機会、悪質商法への対策、生活必需品の安定供給など）について、その満足度を聞いたところ、「大変満足している」(2.8%) と「まあ満足している」(28.1%) を合わせた『満足している（計）』(30.9%) が 3 割となっている。

一方、「やや不満である」(9.0%) と「大変不満である」(1.8%) を合わせた『不満である（計）』(10.8%) は 1 割となっている。

## 消費生活センターについて

- 消費生活センターは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するために地方公共団体が設置している機関です。  
千葉県では、「千葉県消費者センター」が消費者からの相談を受けています。
- 専門の相談員（消費生活相談員）が消費者トラブルに関する相談に応じ、問題解決のために、助言や情報提供、必要に応じ斡旋を行います。
- 消費生活センターの相談情報は、全国的なデータベースPIO - NETに集約され、消費者への注意喚起や事業者に対する処分、法改正などに役立てられます。
- 消費生活に関する広報や啓発を実施しており、消費者教育の拠点としての機能を果たすことも期待されています。
- 相談は無料、個人情報は守られています。

### 県消費者センターが提供する広報啓発資料材等



## 県消費者センターが実施する自立支援講座

千葉県消費者センター

# 消費者自立支援講座



無料で講師を  
派遣します。  
～交通費も無料～

千葉県消費者センターでは、県民のみなさまのくらしに役立つ身近な消費生活に関する知識を深めていただくため、無料で講師（消費生活相談員）の派遣を行っています。

### ①まずはお電話ください。

- ・希望日の2か月前までにお電話でご相談ください。
- ・原則、平日9時から17時までの間、1講座標準90分です。  
(船橋市内から出張しますので、移動の時間を考慮してください。)
- ・会場は依頼者様がご準備ください。

### ②申込書を提出してください。

- ・裏面の申込書に記入して、ファクシミリ、郵便等でお送りください。

### ③内容の打ち合わせをします。

- ・テーマの内容や、  
当日の進め方について、電話で打ち合わせをします。

原則20名以上のグループが対象です

テーマはご相談に応じます

#### 〈地域で〉

- 自治会、老人会、サークルなど
- 民生委員、児童委員、ヘルパーなど
- 〈学校で〉
- 学校の授業、新入学生オリエンテーション、社会人準備講座、PTAなど
- 〈企業や法人で〉
- 社員研修、勉強会など

#### 例えは…

- くらしと契約
- 知っておきたい消費者知識
- 悪質商法の手口とトラブル対処法  
(高齢者向け、若者向け等)
- インターネットトラブル
- クレジットとローンの仕組み
- 地域の見守りによる消費者被害防止
- めざそう！消費者市民社会

お問い合わせ・お申し込みは

千葉県消費者センター 自立支援講座担当まで

〒273-0014 船橋市高瀬町66-18

電話：047（431）3811 FAX：047（431）3858

<http://www.pref.chiba.lg.jp/customer/shiryou/koushi/index.html>



## 適格消費者団体と消費者団体訴訟制度 ～守ります。あなたの財産～

不当な勧誘や契約条項などによる消費者トラブルを防止し、被害回復を図るために制度が、「消費者団体訴訟制度」です。

消費者団体訴訟制度は、内閣総理大臣が認定した消費者団体（適格消費者団体）が、消費者に代わって事業者に対し、訴訟等をすることができる制度です。

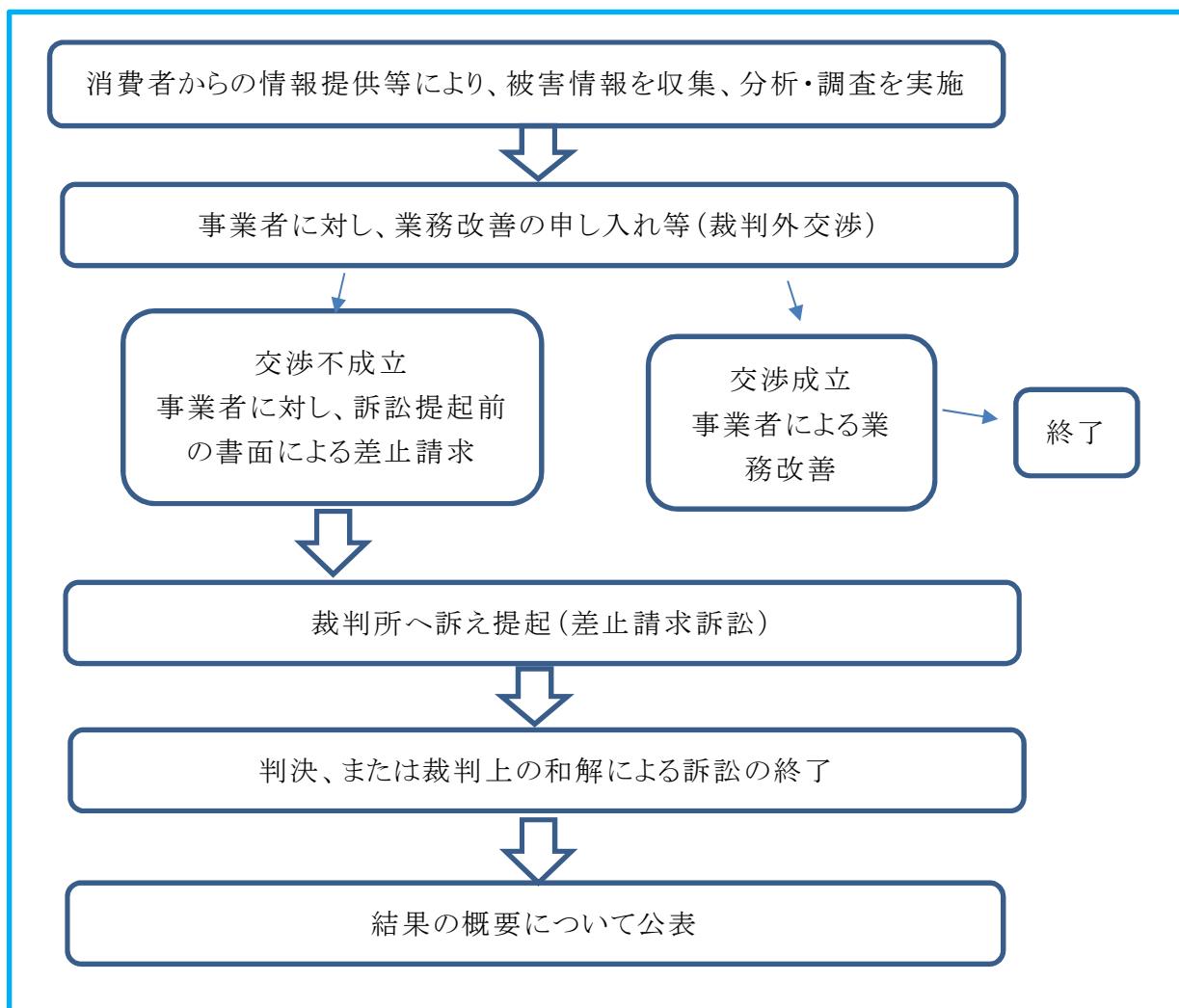
具体的には「差止請求」と「被害回復」の2つの制度からなっています。

### 「差止請求」

適格消費者団体が、「消費者契約法」「景品表示法」「特定商取引法」「食品表示法」に違反する、「不当な勧誘」「不当な契約事項」「不当な表示」などの行為をやめるように求めることができる制度

例えば、「事業者に落ち度があっても事業者は一切責任を負わない」というような不当な契約条項や、実際にはそのような効果がないのに「飲むだけで痩せる」ことを謳ったダイエット食品の広告などの不当表示。こうした不当な契約条項・広告表示の使用をやめさせるよう、適格消費者団体が消費者を代表して事業者に求めることができます。

### 差止請求の流れ（適格消費者団体が行うこと）

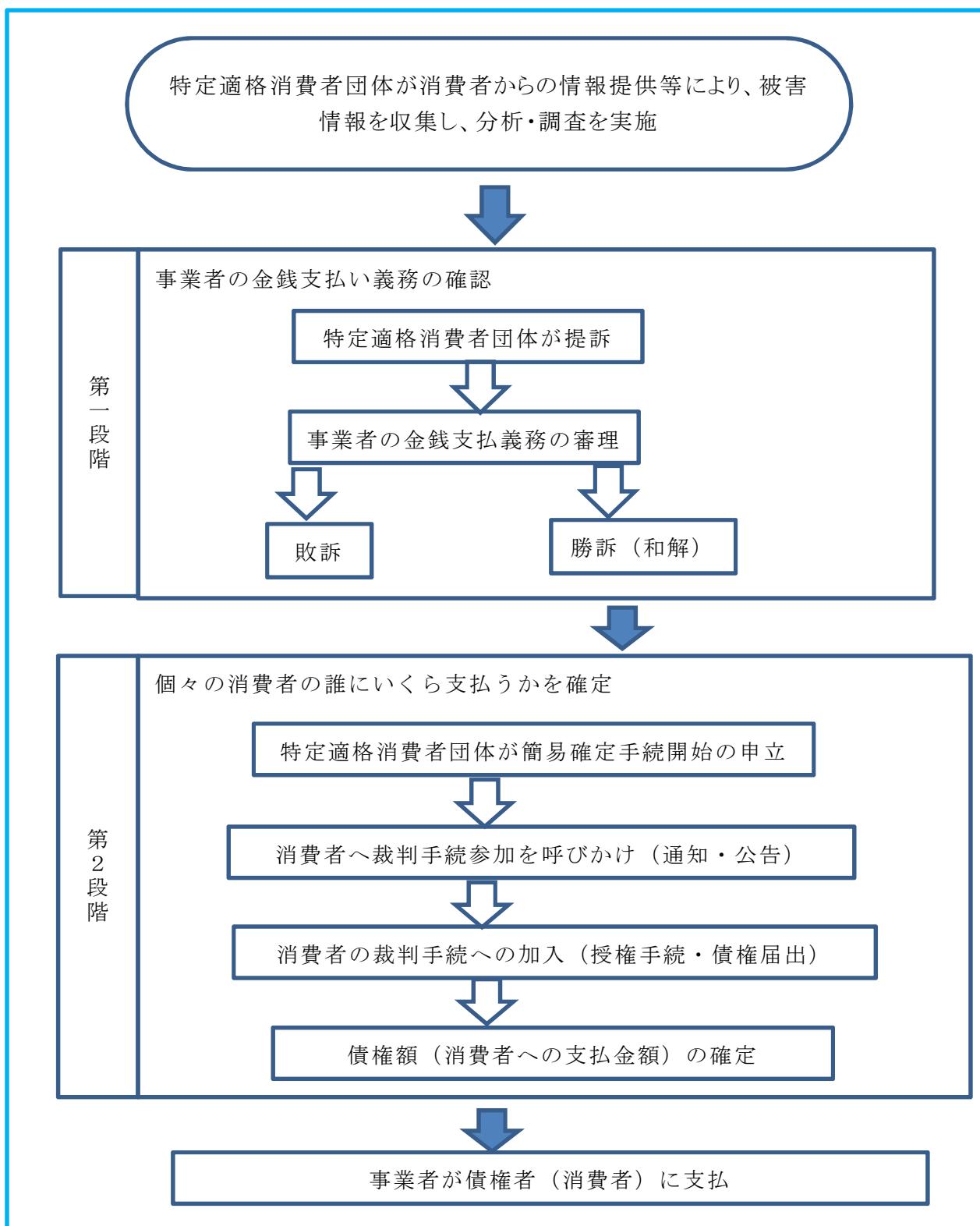


## 「被害回復」

**多数の消費者に共通して生じた財産被害について、特定適格消費者団体が訴訟を通じて集団的な被害の回復を求める制度**

もともとこうした事業者との契約に関して被害を受けた消費者は、事業者に対して損害賠償請求を行うことができますが、特定適格消費者団体による第1段階の手続きにより裁判で勝てるかどうかの見通しがたつので、消費者が個々に裁判を起こす場合よりも費用・時間・労力を大幅に軽減させることになります。

### 被害回復の流れ（2段階の訴訟制度）



## 消費生活センターとSDGs(木更津市の取組)

木更津市消費生活センターでは、「誰一人取り残さない」消費者市民社会の実現を目指して、日常業務のすべてをSDGsとリンクさせ、講演会の開催や小学生向け学習教材の作成等、先駆的な取組を進めています。

その発端となった木更津市消費生活センター橋口消費生活相談員の論文(第33回ACAP消費者問題に関する「私の提言」において最優秀賞受賞)を抜粋して、掲載します。

消費生活センター発 ACTION! SDGs プロジェクト～消費生活相談現場からの提言～

木更津市消費生活センター 消費生活相談員 橋口 京子

### はじめに

2015年9月、国連において全加盟国の賛成を得て「持続可能な開発目標(以下SDGs)」が採択された。SDGs<sup>(注1)</sup>は「誰一人取り残さない」を基本理念に「世界を変えるための17の目標」と「169のターゲット」が掲げられている。



採択から2年を過ぎ、日本でもSDGsを推進する取り組みの“土壤作り”が始まった。総理大臣を本部長とする「SDGs推進本部」が設置され、今年7月には当時の外務大臣が国連のハイレベルフォーラムにおいて、SDGsの達成に向けた日本の取り組みについて決意表明をした。シンガーソングライターのピコ太郎氏がSDGs版の「PPAP」<sup>(注2)</sup>を披露したことは記憶に新しい。

しかし、市民社会におけるSDGsの認知度は、まだまだ低いと言わざるを得ない。

本稿では、SDGsの17の目標と消費生活センターに課せられた役割の一致点が数多いことに着目し、①「SDGs」という“新しいものさし”的導入を消費生活相談の現場から発議し、市民社会において最も身近な“地域行政の業務”に導入すること、②さらにお行政からSDGsを市民社会に発信することを目指し、「消費生活センター発 ACTION! SDGsプロジェクト」を提言したい。

### 世界共通、SDGsの掲げる17の目標

SDGsは2001年から2015年までのミレニアム開発目標(MDGs)<sup>(注3)</sup>の後継として、2016年にスタートした。

“途上国の目標”として掲げられたMDGsの8つの目標から、SDGsはさらに視点を広げ、“世界の全ての国の目標”として17の目標を掲げた。“途上国の問題はその国だけの問題でなく、すべての国と繋がっている問題であり、先進国を切り離しては考えられない”という発想だ。

つまり、SDGsは先進国に住む私たちの目標であり、今、私たちは目標を達成するための行動を求められている。

## 消費生活センターと SDGs

私は人口 13.5 万人規模の地域行政で、消費生活センターの相談員として勤務する。

消費生活センターには様々な内容の相談が寄せられるが、“相談者の問題は、相談者だけの問題ではない”と強く感じることが多くある。相談は、社会の問題と不可分なのである。

相談者は複数の問題を同時に抱えていることも多く、一つの課題を解決しても全体の問題の解決にはならない。このため悪循環から抜け出すためには包括的なアプローチが必要になる。相談者が置かれている状況を好転させ、好循環が持続するような解決を図ることが相談員の重要な役割であろう。

持続可能な世界を目指す SDGs の発想は、消費生活相談と根本の考え方が一致する。

## 17 の目標と消費生活センターの業務

まずは、SDGs の目標と消費生活センターの業務との共通点を確認する。

### 目標 12 つくる責任、つかう責任

消費生活センターは、商品に関する苦情や製品事故の相談窓口である。企業は安全な商品を販売する責任があり、消費者は正しい消費や使用をしなければならない。

消費者市民社会においては、環境や社会、途上国に配慮した「エシカル消費」が消費者に求められ、企業も原料生産者に配慮した商品開発や販売が求められている。

この目標 12 のターゲットを確認すると、“持続可能な生産消費形態”を確保するために食品廃棄の半減、リサイクルやリユースによる廃棄物の排出量の削減等、私たちの生活に密着した内容が掲げられている。

-  目標 1 貧困をなくそう
-  目標 2 飢餓をゼロに
-  目標 3 すべての人に健康と福祉を
-  目標 8 働きがいも、経済成長も
-  目標 10 人や国の不平等をなくそう
-  目標 11 住み続けられるまちづくりを

平成 28 年の国民生活基礎調査（厚生労働省）によると、平成 27 年度の子供の貧困率は 13.9% である。24 年度の数値 16.3% からは改善が見られたが、経済的に厳しい環境におかれている子供が依然として多いことが分かる。貧困は、発展途上国だけの問題ではないのだ。

この結果を裏付けるように、子供を抱えた若い世代が多重債務相談窓口でもある消費生活センターに来所する。生活再建（目標 10）のために、道筋をつけることが消費生活センターの大きな役割の一つだ。解決のためには、債務の整理（目標 1）、フードバンクの利用（目標 2）や社会福祉（目標 3）、自立支援（目標 8）へのつなぎ等が必要だ。また外部機関との協力、安心して生活していくための見守りサポート等が必須となる（目標 11）。

	目標 4 質の高い教育をみんなに
	目標 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに
	目標 13 気候変動に具体的な対策を
	目標 14 海の豊かさを守ろう
	目標 15 陸の豊かさも守ろう
	目標 16 平和と公正をすべての人に

消費生活センターは複雑化する様々な消費生活相談に対応する一方で、2012年に施行された消費者教育推進法においては、消費者市民社会の構築を目指す消費者教育の担い手としての役割を期待されている。（目標4）

前述した若者の多重債務は、安易な借り入れが原因であることが多く、消費者教育を受けていれば避けられた可能性が高い。相談現場では、消費者教育の重要性を切実に感じる場面が多くある。

消費者教育推進法においては、“消費者被害に遭わないための教育にとどまらず、個々の消費者が、互いの特性や多様性を尊重しつつ、自らの消費行動が現在及び将来の世代にわたって社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼすことを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に消費者自身が積極的に参画できるための消費者教育の推進”が求められている。（2条2項）。

まさに消費者教育推進法はSDGsと同じ目標を掲げている（目標7, 13, 14, 15, 16）、と言える。

## 目標17 パートナーシップで目標を達成しよう

改正消費者安全法（平成28年4月1日施行）では、消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）を組織することが規定されている。問題解決のためにはパートナーシップが必要である（目標17）、という考え方は、消費者安全法もSDGsも共通なのだ。

実際、高齢者の消費者被害の回復には、消費生活センターと包括支援センター、民生委員等とのパートナーシップ、横の連携が欠かせない。行政内の“縦割り”を横に繋げること、加えて行政と外部機関が充実したパートナーシップを構築することが急務である。

以上のように、SDGsの17の目標は、消費生活センターの業務全体を網羅する内容となっており、方向性を同じくするものであることが分かる。

## SDGs 知ってもらうことから始めよう

“新しいものさし”としてSDGsを発信すること、そして、市民に広くSDGsを広めることが、“持続可能な消費者市民社会の形成”には必要だ。消費生活センターはその役割を果たす機能をすでに備えている。行政において、消費者市民により分かりやすくSDGsを発信できるのは、消費者問題の専門家であり、消費者教育の推進を担う消費生活センターの相談員だ。

消費生活センターからのSDGsの発信が、消費者被害を防ぎ、安心して暮らすことのできる持続可能な街づくりに繋がり、いずれは全世界の目標達成となる。まずは「SDGsを知ってもらうこと」への取り組みをスタートすることが必要だ。

## 関 係 法 令

千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例

消費者基本法

消費者教育の推進に関する法律

# 千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例

平成十九年十二月二十一日  
千葉県条例第七十二号

## 目次

### 前文

### 第一章 総則（第一条一第十条）

### 第二章 消費生活の安定及び向上に関する施策（第十二条一第十四条）

### 第三章 商品等の安全等に関する施策

#### 第一節 危害の防止（第十五条一第十八条）

#### 第二節 規格、表示、包装等の適正化（第十九条）

#### 第三節 不当な取引行為の禁止等（第二十条一第二十五条）

### 第四章 苦情の処理及び被害の救済に関する施策（第二十六条一第二十九条）

### 第五章 生活必需品に関する措置（第三十条一第三十三条）

### 第六章 雜則（第三十四条一第四十条）

### 附則

経済社会の発展は、多様な商品や役務を生み出し、生活の利便性を向上させ、選択の機会を拡大させている一方で、従来から存在する消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差を増大させ、消費者問題をより複雑化させ、かつ、多様化させている。また、事業活動や消費行動の変化は、廃棄物の増大などの環境問題も引き起こしている。

我が国最大の消費地である首都圏に位置する本県にあっては、このような問題が特に顕著となっている。

本来、消費者と事業者とは対等の立場に立つべきであるとの観点から、両者間の格差を是正するとともに、消費者の利益を擁護し、及び増進するために、行政、消費者、消費者団体、事業者及び事業者団体が、自ら又は連携して、消費者の権利を尊重すること、事業活動の適正化に向けた取組を推進すること及び生産から消費までの場面における環境への負荷の少ない継続的発展が可能な経済社会を目指すことの重要性をそれぞれ認識し、消費者問題に取り組んでいくことが強く求められている。

安全で安心な、かつ、豊かな消費生活を送ることは、県民が著しく望むところであり、共に力を合わせてその実現に取り組むことを決意し、ここに千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例を制定する。

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び事業者団体の果たすべき責務並びに消費者及び消費者団体の果たすべき役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

### （基本理念）

第二条 前条の目的を達成するに当たっては、県民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、県、市町村、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体の相互の信頼を基調とし、これらが相互に連携し、又は協働すること、次の各号に掲げる消費者の権利を尊重すること及び消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することが基本とされなければならない。

- 一 商品又は役務により、生命、身体及び財産が侵されない権利
- 二 商品又は役務について、自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
- 三 商品又は役務の取引について、不当な方法から保護され、及び不当な条件を強制されない権利
- 四 消費生活において個人情報が適正に取り扱われる権利
- 五 商品又は役務及びこれらの取引行為により、不当に受けた被害から速やかに救済される権利
- 六 消費生活において必要な情報を速やかに提供される権利

- 七 消費生活に関し、必要な知識及び判断力を習得し、自主的かつ合理的に行動するための教育を受ける機会が提供される権利
- 八 消費生活に関する意見が県の施策に適切に反映される権利
- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られなければならない。
- 3 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の年齢、障害の有無その他の特性が配慮されなければならない。
- 4 前条の目的を達成するに当たっては、高度情報通信社会の進展及び消費生活における国際化の進展に的確に対応するよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、経済社会の発展に即応して、消費生活の安定及び向上に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、消費者、消費者団体、事業者及び事業者団体の意見を聞くことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(県と市町村との連携等)

第四条 県は、消費生活の安定及び向上に関する施策の策定及び実施に当たっては、必要に応じて市町村と連携して取り組むよう努めるものとする。

- 2 県は、市町村が実施する消費生活の安定及び向上に関する施策について、その求めに応じて、情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、その供給する商品又は役務について、次の各号に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- 五 品質その他の内容の向上、価格の安定及び流通の円滑化に努めること。
- 六 県が実施する消費生活の安定及び向上に関する施策に協力すること。
- 2 事業者は、消費者の個人情報を適正に取り扱う責務を有する。
- 3 事業者は、その事業活動に関し、自らが遵守すべき基準を作成することその他の必要な措置を自主的に講ずることにより、消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の責務)

第六条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

- 2 事業者団体は、県が実施する消費生活の安定及び向上に関する施策に協力する責務を有する。

(消費者の役割)

第七条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関し、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の様々な場を通じて情報を提供し合う等互いに協力するよう努めることによって、消費生活の安定及び向上に積極的な役割を果たすものとする。

- 2 消費者は、消費生活に関し、知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

- 3 消費者は、県が実施する消費生活の安定及び向上に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(消費者団体の役割)

第八条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消

費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(環境への配慮)

第九条 県は、消費生活の安定及び向上に関する施策の策定及び実施に当たっては、消費生活が環境に及ぼす影響に配慮するものとする。

2 事業者は、商品又は役務の供給に当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 消費者は、商品の選択、使用及び廃棄並びに役務の選択及び利用に当たっては、環境への負荷の低減に配慮するよう努めなければならない。

(基本計画)

第十条 知事は、消費生活の安定及び向上に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、消費生活の安定及び向上に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 消費生活の安定及び向上に関する施策についての基本的な方針

二 消費生活の安定及び向上に関し、総合的かつ計画的に講すべき施策

三 前各号に掲げるもののほか、消費生活の安定及び向上に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、その案を公表し、県民の意見を求めるとともに、千葉県消費者行政審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第二章 消費生活の安定及び向上に関する施策

(啓発活動及び教育の推進)

第十二条 知事は、消費者の自立を支援するため、市町村、消費者団体、事業者、事業者団体等と連携し、又は協働して、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第十三条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(試験、検査等の実施等)

第十四条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため、必要に応じて、商品の試験、検査等を行い、その結果についての情報を消費者に提供するものとする。

(施策等の公表)

第十五条 知事は、事業者が供給する商品又は役務が消費者の生命、身体又は財産に対して危害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該商品又は役務についてその安全性を明らかにするよう求めることができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、第一項の調査の結果についての情報を県民に提供するものとする。

(危害の防止に関する勧告等)

第十六条 知事は、前条第一項に規定する場合において、危害を防止するために措置を講ずる必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、その措置を講ずるよう指導又は勧告をすることができる。

2 知事は、前項の指導又は勧告を行うに当たり、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第一項の規定により勧告をした場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該勧告に基づいて講じた措置及びその結果について報告を求めることができる。

(重大緊急危害の情報提供)

第十七条 知事は、第十五条第一項に規定する場合において、その危害が重大であり、かつ、その危害を防止するため緊急の必要があると認めるときは、法令に特別の定めがある場合を除き、当該商品又は役務の名称、当該事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な情報を直ちに県民に提供するものとする。

(商品等の提出)

第十八条 知事は、前三条の規定の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な数量の商品又は当該事業者が役務を提供するために使用する物若しくは当該役務に関する資料の提出を求めることができる。

2 知事は、前項の規定による提出を受けたときは、当該事業者に対し、正当な補償を行うものとする。

## 第二節 企画、表示、包装等の適正化

(規格、表示、包装等の適正化)

第十九条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、事業者が供給する商品又は役務について、品質その他の内容の向上、消費生活の合理化及び流通の円滑化を図るため、特に必要があると認めるときは、規格、表示、包装等の基準を定めることができる。

2 知事は、前項の規定により基準を定めようとするときは、審議会の意見を聞くものとする。

3 知事は、第一項の規定により基準を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による基準の変更又は廃止について準用する。

5 事業者は、その供給する商品又は役務について、第一項の規定による基準に適合させるよう努めなければならない。

## 第三節 不当な取引行為の禁止等

(不当な取引行為の指定)

第二十条 知事は、事業者が消費者との間で行う取引に関し、次の各号のいずれかに該当する行為を不当な取引行為として規則で定めることができる。

一 消費者を訪問し、又は電話機、ファクシミリ装置その他の通信機器若しくは情報処理の用に供する機器を利用することにより、消費者の意に反し、又は消費者に拒絶の意思表示の機会を明示的に与えることなく、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

二 消費者の知識、経験及び財産の状況等に照らして不適当な契約と認められるにもかかわらず、又は消費者の判断力の不足に乗じることにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

三 消費者に対し、販売の意図を隠して接近し、商品若しくは役務の品質等に関する重要な情報を提供せず、誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

四 消費者を威迫して困惑させ、若しくは迷惑を覚えさせるような方法で、又は消費者を心理的に不安な状態若しくは正常な判断ができない状態に陥らせ、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

五 消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

六 消費者又はその関係人を欺き、威迫して困惑させる等不当な手段を用いて、契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を迫り、又は当該債務の履行をさせること。

七 契約に基づく債務について、完全な履行がない旨の消費者からの苦情に対し適切な処理をせず、履行を不当に拒否し、若しくは履行をいたずらに遅延させ、又は継続的取引において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、若しくは消費者への事前の通知をすることなく債務の履行を中止すること。

八 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し

の申出若しくは契約の無効の主張に際し、これらを妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させること。

九 商品若しくは役務を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者からの商品又は役務の購入を条件又は原因として信用の供与をする契約若しくは保証を受託する契約（以下「与信契約等」という。）について、消費者の利益を不当に害することが明白であるにもかかわらず、その締結を勧誘し、若しくはこれを締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは当該債務の履行をさせること。

2 知事は、前項の規定により規則を定め、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

（不当な取引行為の禁止）

第二十一条 事業者は、消費者との取引に当たっては、前条第一項の規定により定められた不当な取引行為を行ってはならない。

（不当な取引行為に関する調査等）

第二十二条 知事は、事業者が不当な取引行為を行っている疑いがあると認める場合は、速やかに必要な調査を行うものとする。

2 知事は、前項の調査を行うに当たり、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該行為の正当性を示す資料の提出を求めることができる。

3 知事は、必要があると認めるときは、第一項の調査の結果についての情報を県民に提供するものとする。

（不当な取引行為に関する勧告等）

第二十三条 知事は、事業者が不当な取引行為を行っていると認める場合は、法令に特別の定めがある場合を除き、当該事業者に対し、不当な取引行為の改善を行うよう指導又は勧告をすることができる。

2 知事は、前項の指導又は勧告を行うに当たり、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くものとする。

3 知事は、第一項の規定により勧告をした場合において必要があると認めるときは、当該事業者に対し、当該勧告に基づいて行った改善の内容について報告を求めることができる。

（重大な被害についての情報提供）

第二十四条 知事は、不当な取引行為により消費者に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、その被害の発生又は拡大を防止するため必要があると認めるときは、当該行為に係る事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な情報を県民に提供するものとする。

（架空請求についての情報提供）

第二十五条 知事は、架空請求（消費者に債務があるかのように偽り、その債務の履行を請求することをいう。）により消費者に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、その被害の発生又は拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、当該架空請求に用いられた氏名又は名称及び住所並びに当該架空請求の内容その他必要な情報を直ちに県民に提供するものとする。

#### 第四章 苦情の処理及び被害の救済に関する施策

（苦情の処理のあっせん等）

第二十六条 知事は、消費者から事業者との間の取引に関して生じた苦情（以下「苦情」という。）の申出があったときは、速やかに、当該苦情を解決するために必要なあっせんその他の措置を講ずるものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

2 知事は、県民の消費生活の安定及び向上に資するため必要があると認めるときは、苦情に関する情報を県民に提供するものとする。

（審議会の調停等）

第二十七条 知事は、前条第一項の規定により申出のあった苦情であって、県民の消費生活に著しく影響を及ぼし、若しくは及ぼすおそれがあると認めるもの又はその

解決が著しく困難であると認めるものについては、審議会のあっせん又は調停に付すことができる。

- 2 審議会は、前項のあっせん又は調停のために必要があると認めるときは、当該あっせん又は調停に係る事業者、消費者その他の関係者に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 3 知事は、第一項の規定により苦情をあっせん又は調停に付したときは当該苦情についての情報を、当該苦情が解決し、又は解決の見込みがないと認めるときは当該あっせん又は調停の経過及び結果についての情報を県民に提供するものとする。

(訴訟の援助)

第二十八条 知事は、消費者が、事業者に対して提起する訴訟（民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第二百七十五条第一項の和解及び民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停を含む。以下同じ。）又は事業者から提起された訴訟が次の各号のいずれにも該当する場合であって、審議会が適当と認めるときは、当該消費者に対し、規則で定めるところにより、当該訴訟に要する費用の貸付けその他の援助を行うことができる。

- 一 前条第一項のあっせん又は調停に付されている苦情に係るものであること。
- 二 同一又は同種の被害が多数発生し、又は発生するおそれがある商品若しくは役務又はこれらの取引行為に係るものであること。
- 三 一件当たりの被害額が規則で定める額以下の被害に係るものであること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、規則で定める要件に該当するものであること。

(貸付金の返還等)

第二十九条 前条の規定により訴訟に要する費用の貸付けを受けた者は、当該訴訟が終了したときは、規則で定める日までに、当該貸付金を返還しなければならない。ただし、知事は、災害その他やむを得ない事情があると認めるときは、相当の期間、貸付金の全部又は一部の返還を猶予することができる。

- 2 知事は、前項本文の規定にかかわらず、やむを得ない事情があると認めるときは、規則で定めるところにより、当該貸付金の全部又は一部の返還を免除することができる。

第五章 生活必需商品に関する措置

(需給状況等の調査等)

第三十条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、県民の消費生活に欠くことができないと認められる商品（以下「生活必需商品」という。）について、必要に応じて、需給の状況、価格の動向等を調査するものとする。

- 2 事業者及び事業者団体は、前項の調査に協力しなければならない。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、第一項の調査の結果についての情報を県民に提供するものとする。

(特定生活必需商品の指定等)

第三十一条 知事は、法令に特別の定めがある場合を除き、生活必需商品の価格が異常に上昇し、又は上昇するおそれがある場合において、当該生活必需商品の買占め又は売惜しみが行われ、又は行われるおそれがあると認めるときは、当該生活必需商品を特定生活必需商品として指定することができる。

- 2 知事は、前項の事態が消滅したと認めるときは、同項の指定を解除するものとする。
- 3 知事は、前各項の規定により、特定生活必需商品を指定し、又はその指定を解除するときは、その旨を告示しなければならない。

(協力要請)

第三十二条 知事は、前条第一項の指定をしたときは、特定生活必需商品に係る事業者に対し、その供給について協力を求めるものとする。

(売渡勧告等)

第三十三条 知事は、事業者が前条の協力の要請にかかわらず、買占め又は売惜しみにより特定生活必需商品を多量に保有していると認めるときは、当該事業者に対し、当該特定生活指定商品を適正な価格で売り渡すよう指導又は勧告をすることができる。

第六章 雜則

(知事への申出)

第三十四条 この条例の規定により知事がとるべき措置を講じていないと認める者は、規則で定めるところにより、知事に対し、その旨を申し出て、当該措置を講ずるよう求めることができる。

- 2 知事は、前項の申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他適当な措置をとるものとする。
- 3 知事は、第一項の申出に対する処理の経過及び結果を当該申出をした者に通知するとともに、県民の消費生活の安定及び向上を図るために必要があると認めるときは、当該申出の内容並びに当該申出に対する処理の経過及び結果についての情報を県民に提供するものとする。

(立入調査等)

第三十五条 知事は、第十五条第一項、第十六条第一項、第十七条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十五条及び第三十三条の規定の施行に必要な限度において、事業者（この項の規定により立入調査又は質問をした場合において、特に必要があると認めるときは、特定生活必需商品を保管していると認められる者を含む。次条において同じ。）に対し、その業務に関し報告を求め、又は当該職員に、その事務所、工場、事業所、店舗、倉庫その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により、職員が立入調査又は質問をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第三十六条 知事は、事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、当該事業者の氏名又は名称及び住所その他必要な事項を公表することができる。〔意見の聴取§37〕

- 一 第十五条第二項の規定による求めに応じず、又は求めに応じるに当たり虚偽の資料の提出その他の虚偽の方法を用いたとき。
- 二 第十六条第一項、第二十三条第一項又は第三十三条の規定による勧告に従わなかつたとき。
- 三 第十六条第三項又は第二十三条第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第十八条第一項の規定による商品若しくは物若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の商品若しくは物若しくは資料の提出をしたとき。
- 五 第二十二条第二項の規定による資料の提出をせず、又は虚偽の資料の提出をしたとき。
- 六 第二十六条第一項後段の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項後段の規定による説明をせず、若しくは虚偽の説明をしたとき。
- 七 第二十七条第二項の規定による出席を拒み、同項の規定による説明をせず、若しくは虚偽の説明をし、又は同項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料の提出をしたとき。
- 八 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(意見の聴取)

第三十七条 知事は、第二十四条の規定による情報の提供及び前条の規定による公表をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、当事者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由がなくて意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで情報の提供又は公表をすることができる。

(国の行政機関等との協力)

第三十八条 知事は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、国の行政機関、他の地方公共団体もしくは独立行政法人国民生活センターの長に対して、情報

の提供、調査の依頼その他の協力を求め、又はこれらの者から協力を求められたときは、その求めに応ずるものとする。

(国に対する措置要請等)

第三十九条 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を図るため必要があると認めるときは、国に対し、意見を述べ、又は必要な措置をとるよう求めるものとする。

(委任)

第四十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年六月一日から施行する。ただし、附則第九項の規定は、公布の日から施行する。

(千葉県消費者保護条例の廃止)

2 千葉県消費者保護条例（昭和五十年千葉県条例第三十九号）は、廃止する。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に前項の規定による廃止前の千葉県消費者保護条例（以下「旧条例」という。）第九条第一項及び第十三条第二項の規定によりなされた勧告については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に旧条例第九条第五項（旧条例第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりなされている申出は、第三十四条第一項の規定によりなされた申出とみなす。

5 施行日前に旧条例第十一条第一項の規定により定められた基準は、第十九条第一項の規定により定められた基準とみなす。

6 前三項に規定するもののほか、旧条例の規定によりなされた措置、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

7 附則第三項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

8 千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二千葉県消費者行政審議会の項担任する事務の欄中「消費者の保護」を「消費生活の安定及び向上」に、「千葉県消費者保護条例（昭和五十年千葉県条例第三十九号）第十六条第一項」を「千葉県消費生活の安定及び向上に関する条例（平成十九年千葉県条例第七十二号）第二十七条第一項」に、「第十七条」を「第二十八条」に改める。

(準備行為)

9 第十条第三項及び第二十条第二項の規定による意見の聴取並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

# 消費者基本法

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第十条の二）
- 第二章 基本的施策（第十一条—第二十三条）
- 第三章 行政機関等（第二十四条—第二十六条）
- 第四章 消費者政策会議等（第二十七条—第二十九条）

## 附則

### 第一章 総則

（目的）

**第一条** この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もつて国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

（基本理念）

**第二条** 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関する事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。

3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。

4 消費者政策の推進は、消費生活における国際化の進展にかんがみ、国際的な連携を確保しつつ行われなければならない。

5 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

（国の責務）

**第三条** 国は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのつとり、消費者政策を推進する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

**第四条** 地方公共団体は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのつとり、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費者政策を推進する責務を有する。

（事業者の責務等）

**第五条** 事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。

二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。

三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。

四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。

五 国又は地方公共団体が実施する消費者政策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務に關し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に關し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

**第六条** 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に關し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

**第七条** 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

**第八条** 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(消費者基本計画)

**第九条** 政府は、消費者政策の計画的な推進を図るために、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 長期的に講ずべき消費者政策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項

3 内閣総理大臣は、消費者基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、消費者基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

**第十条** 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行なわなければならない。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

**第十条の二** 政府は、毎年、国会に、政府が講じた消費者政策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

## 第二章 基本的施策

(安全の確保)

**第十二条** 国は、国民の消費生活における安全を確保するため、商品及び役務についての必要な基準の整備及び確保、安全を害するおそれがある商品の事業者による回収の促進、安全を害するおそれがある商品及び役務に関する情報の収集及び提供等必要な施策を講ずるものとする。

(消費者契約の適正化等)

**第十三条** 国は、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(計量の適正化)

**第十四条** 国は、商品の品質の改善及び国民の消費生活の合理化に寄与するため、商品及び役務について、適正な規格を整備し、その普及を図る等必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定による規格の整備は、技術の進歩、消費生活の向上等に応じて行なうものとする。

(広告その他の表示の適正化等)

**第十五条** 国は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするために、商品及び役務について、品質等に関する広告その他の表示に関する制度を整備し、虚偽又は誇大な広告その他の表示を規制する等必要な施策を講ずるものとする。

(公正自由な競争の促進等)

**第十六条** 国は、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の拡大を図るため、公正かつ自由な競争を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民の消費生活において重要度の高い商品及び役務の価格等であつてその形成につき決定、認可その他の国の措置が必要とされるものについては、これらの措置を講ずるに当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めるものとする。

(啓発活動及び教育の推進)

**第十七条** 国は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたつて消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の方策に準じて、当該地域の社会的、経済的状況に応じた施策を講ずるよう努めなければならない。

(意見の反映及び透明性の確保)

**第十八条** 国は、適正な消費者政策の推進に資するため、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(苦情処理及び紛争解決の促進)

**第十九条** 地方公共団体は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあつせん等に努めなければならない。この場合において、都道府県は、市町村（特別区を含む。）との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあつせん等を行うものとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するよう努めなければならない。

2 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策（都道府県にあつては、前項に規定するものを除く。）を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に解決されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(高度情報通信社会の進展への的確な対応)

**第二十条** 国は、消費者の年齢その他の特性に配慮しつつ、消費者と事業者との間の適正な取引の確保、消費者に対する啓発活動及び教育の推進、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たつて高度情報通信社会の進展に的確に対応するために必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保)

**第二十一条** 国は、消費生活における国際化の進展に的確に対応するため、国民の消費生活における安全及び消費者と事業者との間の適正な取引の確保、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たつて国際的な連携を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

(環境の保全への配慮)

**第二十二条** 国は、商品又は役務の品質等に関する広告その他の表示の適正化等、消費者に対する啓発活動及び教育の推進等に当たつて環境の保全に配慮するために必要な施策を講ずるものとする。

(試験、検査等の施設の整備等)

**第二十三条** 国は、消費者政策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行う施設を整備し、役務についての調査研究等を行うとともに、必要に応じて試験、検査、調査研究等の結果を公表する等必要な施策を講ずるものとする。

### 第三章 行政機関等

(行政組織の整備及び行政運営の改善)

**第二十四条** 国及び地方公共団体は、消費者政策の推進につき、総合的見地に立つた行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

(国民生活センターの役割)

**第二十五条** 独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあつせん及び当該苦情に係る相談、事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(消費者団体の自主的な活動の促進)

**第二十六条** 国は、国民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

#### **第四章 消費者政策会議等**

(消費者政策会議)

**第二十七条** 内閣府に、消費者政策会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者基本計画の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、消費者政策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

3 会議は、次に掲げる場合には、消費者委員会の意見を聴かなければならない。

一 消費者基本計画の案を作成しようとするとき。

二 前項第二号の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするとき。

**第二十八条** 会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の二の規定により置かれた特命担当大臣

二 内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣（前号の特命担当大臣を除く。）のうちから、内閣総理大臣が指定する者

4 会議に、幹事を置く。

5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。

7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(消費者委員会)

**第二十九条** 消費者政策の推進に関する基本的事項の調査審議については、この法律によるほか、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第六条の定めるところにより、消費者委員会において行うものとする。

#### **附 則 抄**

1 この法律は、公布の日から施行する。

#### **附 則（昭和五八年一二月二日法律第七八号）**

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに関し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

#### **附 則（平成一一年七月一六日法律第一〇二号） 抄**

(施行期日)

**第一条** この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(別に定める経過措置)

**第三十条** 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

**附 則** (平成一六年六月二日法律第七〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 消費者政策の在り方については、この法律の施行後五年を目途として検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

**附 則** (平成二〇年五月二日法律第二七号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則** (平成二一年六月五日法律第四九号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日

(处分等に関する経過措置)

**第四条** この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

**第五条** 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるものほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

**第九条** 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則** (平成二四年八月二二日法律第六〇号)

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**消費者教育の推進に関する法律**  
(平成二十四年八月二十二日法律第六十一号)

- 第一章 総則（第一条—第八条）
- 第二章 基本方針等（第九条・第十条）
- 第三章 基本的施策（第十一条—第十八条）
- 第四章 消費者教育推進会議等（第十九条・第二十条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

**第一条** この法律は、消費者教育が、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差等に起因する消費者被害を防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるようその自立を支援する上で重要であることに鑑み、消費者教育の機会が提供されることが消費者の権利であることを踏まえ、消費者教育に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の消費者教育の推進に関し必要な事項を定めることにより、消費者教育を総合的かつ一体的に推進し、もって国民の消費生活の安定及び向上に寄与することを目的とする。

### （定義）

**第二条** この法律において「消費者教育」とは、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及びこれに準ずる啓発活動をいう。

2 この法律において「消費者市民社会」とは、消費者が、個々の消費者の特性及び消費生活の多様性を相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する社会をいう。

### （基本理念）

**第三条** 消費者教育は、消費生活に関する知識を修得し、これを適切な行動に結び付けることができる実践的な能力が育まれることを旨として行われなければならない。

2 消費者教育は、消費者が消費者市民社会を構成する一員として主体的に消費者市民社会の形成に参画し、その発展に寄与することができるよう、その育成を積極的に支援することを旨として行われなければならない。

3 消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われるとともに、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮した適切な方法で行われなければならない。

4 消費者教育は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場の特性に応じた適切な方法により、かつ、それぞれの場における消費者教育を推進する多様な主体の連携及び他の消費者政策（消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策をいう。第九条第二項第三号において同じ。）との有機的な連携を確保しつつ、効果的に行われなければならない。

5 消費者教育は、消費者の消費生活に関する行動が現在及び将来の世代にわたって内外の社会経済情勢及び地球環境に与える影響に関する情報その他の多角的な視点に立った情報を提供することを旨として行われなければならない。

6 消費者教育は、災害その他非常の事態においても消費者が合理的に行動することができるよう、非常の事態における消費生活に関する知識と理解を深めることを旨として行われなければならない。

7 消費者教育に関する施策を講ずるに当たっては、環境教育、食育、国際理解教育その他の消費生活に関する教育に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされなければならない。

(国の責務)

**第四条** 国は、自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができる自立した消費者の育成が極めて重要であることに鑑み、前条の基本理念（以下この章において「基本理念」という。）にのっとり、消費者教育の推進に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、前項の施策が適切かつ効率的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間の緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る消費者教育の推進に関する施策を推進しなければならない。

(地方公共団体の責務)

**第五条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条第三項に規定する消費生活センターをいう。第十三条第二項及び第二十条第一項において同じ。）、教育委員会その他の関係機関相互間の緊密な連携の下に、消費者教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の社会的、経済的状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(消費者団体の努力)

**第六条** 消費者団体は、基本理念にのっとり、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われる消費者教育に協力するよう努めるものとする。

(事業者及び事業者団体の努力)

**第七条** 事業者及び事業者団体は、事業者が商品及び役務を供給する立場において消費者の消費生活に密接に関係していることに鑑み、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体が実施する消費者教育の推進に関する施策に協力するよう努めるとともに、消費者教育の推進のための自主的な活動に努めるものとする。

(財政上の措置等)

**第八条** 政府は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

2 地方公共団体は、消費者教育の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第二章 基本方針等

(基本方針)

**第九条** 政府は、消費者教育の推進に関する基本的な方針（以下この章及び第四章において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 消費者教育の推進の意義及び基本的な方向に関する事項

- 二 消費者教育の推進の内容に関する事項
  - 三 関連する他の消費者政策との連携に関する基本的な事項
  - 四 その他消費者教育の推進に関する重要な事項
- 3 基本方針は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第九条第一項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。
  - 4 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
  - 5 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、消費者教育推進会議及び消費者委員会の意見を聴くほか、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
  - 6 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、第四項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
  - 7 政府は、消費生活を取り巻く環境の変化を勘案し、並びに消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を踏まえ、おおむね五年ごとに基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
  - 8 第四項から第六項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県消費者教育推進計画等)

- 第十条** 都道府県は、基本方針を踏まえ、その都道府県の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「都道府県消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県消費者教育推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県消費者教育推進計画）を踏まえ、その市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策についての計画（以下この条及び第二十条第二項第二号において「市町村消費者教育推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
  - 3 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、その都道府県又は市町村の区域の消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。この場合において、第二十条第一項の規定により消費者教育推進地域協議会を組織している都道府県及び市町村にあっては、当該消費者教育推進地域協議会の意見を聽かなければならない。
  - 4 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
  - 5 都道府県及び市町村は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を定めた場合は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育の推進に関する施策の実施の状況についての調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を変更するものとする。
  - 6 第三項及び第四項の規定は、都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の変更について準用する。

### 第三章 基本的施策

(学校における消費者教育の推進)

**第十一條** 国及び地方公共団体は、幼児、児童及び生徒の発達段階に応じて、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。第三項において同じ。）の授業その他の教育活動において適切かつ体系的な消費者教育の機会を確保するため、必要な施策を推進しなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、教育職員に対する消費者教育に関する研修を充実するため、教育職員の職務の内容及び経験に応じ、必要な措置を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、学校において実践的な消費者教育が行われるよう、その内外を問わず、消費者教育に関する知識、経験等を有する人材の活用を推進するものとする。

（大学等における消費者教育の推進）

**第十二条** 国及び地方公共団体は、大学等（学校教育法第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに専修学校、各種学校その他の同条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うものをいう。以下この条及び第十六条第二項において同じ。）において消費者教育が適切に行われるようにするため、大学等に対し、学生等の消費生活における被害を防止するための啓発その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、大学等が行う前項の取組を促進するため、関係団体の協力を得つつ、学生等に対する援助に関する業務に従事する教職員に対し、研修の機会の確保、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

（地域における消費者教育の推進）

**第十三条** 国、地方公共団体及び独立行政法人国民生活センター（以下この章において「国民生活センター」という。）は、地域において高齢者、障害者等に対する消費者教育が適切に行われるようするため、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める社会福祉主事、介護福祉士その他の高齢者、障害者等が地域において日常生活を営むために必要な支援を行う者に対し、研修の実施、情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 国、地方公共団体及び国民生活センターは、公民館その他の社会教育施設等において消費生活センター等の収集した情報の活用による実例を通じた消費者教育が行われるよう、必要な措置を講じなければならない。

（事業者及び事業者団体による消費者教育の支援）

**第十四条** 事業者及び事業者団体は、消費者団体その他の関係団体との情報の交換その他の連携を通じ、消費者の消費生活に関する知識の向上が図られるよう努めるものとする。

- 2 事業者は、消費者からの問合せ、相談等を通じて得た消費者に有用な消費生活に関する知識を広く提供するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、その従業者に対し、研修を実施し、又は事業者団体等が行う講習会を受講させること等を通じ、消費生活に関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。
- 4 事業者団体は、消費者団体その他の民間の団体が行う消費者教育の推進のための活動に対し、資金の提供その他の援助に努めるものとする。

（教材の充実等）

**第十五条** 国及び地方公共団体は、消費者教育に使用される教材の充実を図るとともに、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において当該教材が有効に活用されるよう、消費者教育に関連する実務経験を有する者等の意見を反映した教材の開発及びその効果的な提供に努めなければならない。

（人材の育成等）

**第十六条** 国、地方公共団体及び国民生活センターは、消費者安全法第十一條に規定する相談員その他の消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う者に対し、消費者教育に関する専門的知識を修得するための研修の実施その他その資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、大学等、研究機関、消費者団体その他の関係機関及び関係団体に対し、消費者教育を担う人材の育成及び資質の向上のための講座の開設その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。

(調査研究等)

**第十七条** 国及び地方公共団体は、消費者教育に関する調査研究を行う大学、研究機関その他の関係機関及び関係団体と協力を図りつつ、諸外国の学校における総合的、体系的かつ効果的な消費者教育の内容及び方法その他の国内外における消費者教育の内容及び方法に関し、調査研究並びにその成果の普及及び活用に努めなければならない。

(情報の収集及び提供等)

**第十八条** 国、地方公共団体及び国民生活センターは、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場において行われている消費者教育に関する先進的な取組に関する情報その他の消費者教育に関する情報について、年齢、障害の有無その他の消費者の特性に配慮しつつ、これを収集し、及び提供するよう努めなければならない。

2 国は、消費生活における被害の防止を図るため、年齢、障害の有無その他の消费者的特性を勘案して、その収集した消費生活に関する情報が消費者教育の内容に的確かつ迅速に反映されるよう努めなければならない。

#### 第四章 消費者教育推進会議等

(消費者教育推進会議)

**第十九条** 消費者庁に、消費者教育推進会議を置く。

2 消費者教育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して消費者教育推進会議の委員相互の情報の交換及び調整を行うこと。

二 基本方針に関し、第九条第五項（同条第八項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。

3 消費者教育推進会議の委員は、消費者、事業者及び教育関係者、消費者団体、事業者団体その他の関係団体を代表する者、学識経験を有する者並びに関係行政機関及び関係する独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 前二項に定めるもののほか、消費者教育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(消費者教育推進地域協議会)

**第二十条** 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を推進するため、消費者、消費者団体、事業者、事業者団体、教育関係者、消費生活センターその他の当該都道府県又は市町村の関係機関等をもって構成する消費者教育推進地域協議会を組織するよう努めなければならない。

2 消費者教育推進地域協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- 一 当該都道府県又は市町村の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関する消費者教育推進地域協議会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うこと。
- 二 都道府県又は市町村が都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画を作成し、又は変更しようとする場合においては、当該都道府県消費者教育推進計画又は市町村消費者教育推進計画の作成又は変更に関する意見を述べること。
- 3 前二項に定めるもののほか、消費者教育推進地域協議会の組織及び運営に関する必要な事項は、消費者教育推進地域協議会が定める。

#### 附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 附 則 (平成二六年六月一三日法律第七一号) 抄

(施行期日)

**第一条** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条中不当景品類及び不当表示防止法第十条の改正規定及び同法本則に一条を加える改正規定、第二条の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三条及び第七条から第十二条までの規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

## 千葉県消費者行政審議会 委員名簿

任期：平成30年7月1日～平成32年6月30日  
(各分野五十音順：敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
<学識経験者>		
石 田 幸 枝	船橋市消費生活センター アドバイザー相談員	
岩 井 浩 志	弁護士	
小賀野 晶 一	中央大学法学部 教授	会 長
高 橋 郁 夫	慶應義塾大学商学部 教授	
拝 師 徳 彦	弁護士	副会長
<消費者代表>		
石 橋 きみ江	千葉県連合婦人会 書記	
小田川 和 惠	消費者団体千葉県連絡会 事務局長	
後 藤 淳 子	松戸市消費者の会 会長	
首 藤 英里子	(一社)千葉県労働者福祉協議会 理事	
<事業者代表>		
安 達 智 久	日本チェーンストア協会関東支部参与 (イオンリテール(株) お客様サービス部部長)	
磯 野 光 彦	全国農業協同組合連合会千葉県本部 県本部長	
大 森 俊 一	(公社)日本訪問販売協会 専務理事・事務局長	
外 山 洋 子	市原商工会議所 専務理事	

### 第3次千葉県消費生活基本計画策定スケジュール

年月	項目	審議会等	備 考
平成 30 年 1 月	市町村との意見交換会		
平成 30 年 2 月			
平成 30 年 3 月		H30.3.20 H30 第1回審議会 現状、課題の整理等	諮詢
平成 30 年 4 月	現状、課題を踏まえた新計画の方向性の検討		
平成 30 年 5 月			
平成 30 年 6 月			
平成 30 年 7 月			
平成 30 年 8 月			
平成 30 年 9 月			
平成 30 年 10 月	審議会、ネットワーク会議会員の意見を踏まえた計画原案の策定	H30.10.18 第1回審議会 (計画素案)  消費者行政推進本部員への関連事業照会	
平成 30 年 11 月			
平成 30 年 12 月		H30.12. 26 第2回審議会 (計画原案)	千葉県消費生活ネットワーク会議
平成 31 年 1 月			
平成 31 年 2 月	計画原案 パブリックコメント		計画原案に対し、県民・市町村意見募集
平成 31 年 3 月		H31.3.18 第3回審議会 (答申)  計画案	
平成 31 年 4 月	計画の公表		

